第三十四条　寄託者

この条約の寄託者は、国際連合食糧農業機関の事務局長とする。

第三十五条　正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書Ⅰ　多数国間の制度の対象とされる作物の一覧表

食用作物

作物名	属名	備考
ぱんのき（種なし）	アルトカルプス属	ぱんのき（種なし）のみ
アスパラガス	アスパラガス属	
えん麦	アウェナ属	
ビート	ベタ属	
あぶらな類	ブラッシカ属等	ブラッシカ属、アルモラキア属、バルバレア属、カメリナ属、クランベ属、ディプロタクシス属、エルカ属、イサティス属、レピディウム属、ラファノブラッシカ属、ラファヌス属、ロリッパ属及びシナピス属をいう。採油用種子作物及び野菜（例えば、キャベツ、菜種、マスタード、クレス、ルッコラ、大根及びかぶ）を含む。ただし、レピディウム・メイエニー（マカ）を除く。
き豆	カヤヌス属	
ひよこ豆	キケル属	
かんきつ類	キトルス属	
ココやし	ココス属	
サトイモ科に属する主要な作物	コロカシア属、クサントソマ属	タロ芋、ココヤム、ダシーン及びタニアを含む。
にんじん	ダウクス属	
ヤム	ディオスコレア属	台木として使用されるポンキルス属及びフォーチュネラ属を含む。
しこくびえ	エレウシネ属	
いちご	フラガリア属	
ひまわり	ヘリアンツス属	
大麦（裸麦を含む。）	ホルデウム属	
かんしょ	イポメア属	
ガラス豆	ラティルス属	
ひら豆	レンス属	
りんご	マルス属	
カッサバ芋	マニホット属	マニホット・エスクレンタのみ
バナナ（プランテインを含む。）	ムサ属	ムサ・テクスティリスを除く。
稲	オリザ属	
とうじんびえ	ペンニセツム属	
いんげん豆	ファセオルス属	ファセオルス・ポリアンツスを除く。
えんどう	ピスム属	
ライ麦	セカレ属	
ばれいしょ	ソラヌム属	ツベロサ節をいい、ソラヌム・フレヤを除く。
なす	ソラヌム属	メロンゲナ節をいう。
ソルガム	ソルグム属	
ライ小麦	トリティコセカレ属	
小麦	トリティクム属等	アグロピロン属、エリムス属及びセカレ属を含む。
そら豆（ベッチを含む。）	ウィキア属	
ささげ類	ヴィグナ属	ゼア・ペレンニス、ゼア・ディプロペレンニス及びゼア・ルクスリアンスを除く。
とうもろこし	ゼア属	

飼料用作物

マメ科の飼料用作物	アストラガルス・キネンシス、アストラガルス・キケル、アストラガルス・アレナリウス
カナヴァリア・エンシフォルミス	
コロニラ・ウァリア	
ヘディサルム・コロナリウム	
ラティルス・キケラ、ラティルス・キリオラツス、ラティルス・ヒルスツス、ラティルス・オクルス、ラティルス・オドラツス、ラティルス・サティウス	
レスペデザ・クネアタ、レスペデザ・ストリアタ、レスペデザ・スティプラケア	
ロツス・コルニクラツス、ロツス・スッピフロルス、ロツス・ウリギノスス	
ルピヌス・アルブス、ルピヌス・アングスティフォリウス、ルピヌス・ルテウス	
メディカゴ・アルボレア、メディカゴ・ファルカタ、メディカゴ・サティウァ、メディカゴ・スクテラタ、メディカゴ・リギドゥラ、メディカゴ・トルンカツラ	
メリロツス・アルブス、メリロツス・オッフィキナリス	
オノブリキス・ウィキーフォリア	
オルニトプス・サティウス	
プロソピス・アッフィニス、プロソピス・アルバ、プロソピス・チレンシス、プロソピス・ニグラ、プロソピス・パリダ	
プエラリア・ファセオロイデス	
トリフォリウム・アレクサンドリヌム、トリフォリウム・アルペストレ、トリフォリウム・アンビグーム、トリフォリウム・アングスティフォリウム、トリフォリウム・アルウェンセ、トリフォリウム・アグロキセルム、トリフォリウム・ヒブリドゥム、トリフォリウム・インカルナツム、トリフォリウム・プラテンセ、トリフォリウム・レペンス、トリフォリウム・ピナツム、トリフォリウム・ルエッペリアヌム、トリフォリウム・レスプィナツム、トリフォリウム・セミピロスム、トリフォリウム・スブテラネウム、トリフォリウム・ウェシクロスム	
イネ科の飼料用作物	
アンドロポゴン・ガイアヌス	
アグロピロン・クリスタツム、アグロピロン・デセルトルム	
アグロスティス・ストロニフェラ、アグロスティス・テヌイス	
アロペクルス・プラテンシス	
アレナテルム・エラティウス	
ダクティリス・グロメラタ	
フェスツカ・アルンディナケア、フェスツカ・ギガンテア、フェスツカ・ヘテロフィラ、フェスツカ・オウィナ、フェスツカ・プラテンシス、フェスツカ・ルブラ	
ロリウム・ヒブリドゥム、ロリウム・ムルティフロルム、ロリウム・ペレンネ、ロリウム・リギドゥム、ロリウム・テムレンツム	
ファラリス・アクアティカ、ファラリス・アルンディナケア	
フレウム・プラテンセ	
ポア・アルピナ、ポア・アンヌア、ポア・プラテンシス	
トリプサクム・ラクスム	
その他の飼料用作物	
アトリプレクス・ハリムス、アトリプレクス・ヌンムラリア	
サルソラ・ウェルミクラタ	

附属書Ⅱ

第一部　仲裁

第一条

申立国である締約国は、紛争当事国がこの条約第二十二条の規定に従って紛争を仲裁に付する旨を事務局長に通告する。通告には、仲裁の対象である事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。仲裁の対象である事項について、仲裁裁判所の裁判長が指名される前に紛争当事国が合意しない場合には、仲裁裁判所がこれを決定する。事務局長は、受領した情報をこの条約の全ての締約国に送付する。